

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果の得られた年月日及び測定の結果

(1 号 炉)

測 定 項 目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R7/7/1 火	852	826	844	188	182	185	104	11	42
7/2 水	850	829	841	188	181	185	71	13	38
7/3 木	846	815	834	189	183	185	67	14	37
7/4 金									
7/5 土									
7/6 日									
7/7 月									
7/8 火	848	814	838	188	183	185	66	16	42
7/9 水	852	812	840	188	183	185	60	11	35
7/10 木	852	811	840	190	182	185	80	14	33
7/11 金	851	820	837	189	182	185	66	11	33
7/12 土									
7/13 日									
7/14 月									
7/15 火									
7/16 水									
7/17 木									
7/18 金									
7/19 土									
7/20 日									
7/21 月									
7/22 火									
7/23 水									
7/24 木									
7/25 金									
7/26 土									
7/27 日									
7/28 月									
7/29 火									
7/30 水									
7/31 木									

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日

 部分は休日

 部分は保守点検等による操業停止

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果

(2 号 炉)

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R7/7/1 火	878	851	860	188	181	185	38	9	14
7/2 水	872	854	858	188	183	185	56	9	16
7/3 木	861	852	856	188	183	185	35	9	15
7/4 金									
7/5 土									
7/6 日									
7/7 月									
7/8 火	877	852	859	189	182	185	28	9	12
7/9 水	865	852	857	188	183	185	32	8	12
7/10 木	859	841	853	187	183	185	11	8	10
7/11 金	861	832	853	188	180	185	14	8	9
7/12 土									
7/13 日									
7/14 月									
7/15 火									
7/16 水									
7/17 木									
7/18 金									
7/19 土									
7/20 日									
7/21 月									
7/22 火									
7/23 水									
7/24 木	865	846	856	188	181	185	14	8	10
7/25 金	861	854	856	188	181	185	17	9	11
7/26 土									
7/27 日									
7/28 月									
7/29 火	893	854	858	188	181	185	43	8	13
7/30 水	866	853	858	188	183	185	15	7	10
7/31 木	859	854	857	188	183	185	13	8	10

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※  部分は立ち上げ及び立ち下げ日 部分は操業停止 部分は保守点検等による操業停止